

非常勤職員の勤務条件について（講師、養護助教諭）

任用期間 勤務場所	任用時に交付する人事通知書に記載。												
身分・服務	地方公務員法第3条第2項および第22条の2の規定による一般職の会計年度任用職員とする。県立学校職員においては長野県公立学校教員の身分を有するものとし、服務は長野県教育委員会が監督する。市町村立学校職員においては市町村公立学校教員の身分を有するものとし、服務は市町村教育委員会が監督する。												
業務内容	学校長が定める。												
勤務時間	学校長が定める。												
勤務日	学校年間計画に基づき、学校長が定める。												
休 暇	条例等の定めるところによる。												
報酬等の支給	<table border="0"> <tr> <td>1 報酬金額</td> <td>時間給2,850円（通勤費用相当額を別途加算する。令和6年1月現在。）</td> </tr> <tr> <td>2 報酬締切日</td> <td>毎月末</td> </tr> <tr> <td>3 報酬支払日</td> <td>翌月10日（当該日が休日等の場合には、原則として直後の開庁日）</td> </tr> <tr> <td>4 賞与の支給</td> <td>支給要件を満たす場合は有</td> </tr> <tr> <td>5 退職金の支給</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>6 費用弁償</td> <td>・通勤費用相当額 ・一般職の職員の旅費に関する条例の規定を準用</td> </tr> </table>	1 報酬金額	時間給2,850円（通勤費用相当額を別途加算する。令和6年1月現在。）	2 報酬締切日	毎月末	3 報酬支払日	翌月10日（当該日が休日等の場合には、原則として直後の開庁日）	4 賞与の支給	支給要件を満たす場合は有	5 退職金の支給	無	6 費用弁償	・通勤費用相当額 ・一般職の職員の旅費に関する条例の規定を準用
1 報酬金額	時間給2,850円（通勤費用相当額を別途加算する。令和6年1月現在。）												
2 報酬締切日	毎月末												
3 報酬支払日	翌月10日（当該日が休日等の場合には、原則として直後の開庁日）												
4 賞与の支給	支給要件を満たす場合は有												
5 退職金の支給	無												
6 費用弁償	・通勤費用相当額 ・一般職の職員の旅費に関する条例の規定を準用												
退職・解職	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>自己都合により退職を希望する場合には、事前（概ね1ヶ月前まで）に学校長に申し出ること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職される。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (3) 非常勤講師としてふさわしくない行為があったとき。 (4) 代替等の事由が消滅したとき。</td> </tr> </table>	1	自己都合により退職を希望する場合には、事前（概ね1ヶ月前まで）に学校長に申し出ること。	2	次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職される。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (3) 非常勤講師としてふさわしくない行為があったとき。 (4) 代替等の事由が消滅したとき。								
1	自己都合により退職を希望する場合には、事前（概ね1ヶ月前まで）に学校長に申し出ること。												
2	次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職される。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (3) 非常勤講師としてふさわしくない行為があったとき。 (4) 代替等の事由が消滅したとき。												
そ の 他	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>社会保険の加入 無 （勤務形態により、公立学校共済組合（医療保険）及び厚生年金（年金保険）に加入）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>雇用保険の適用 無</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他 長野県教育委員会において労災保険に加入</td> </tr> </table>	1	社会保険の加入 無 （勤務形態により、公立学校共済組合（医療保険）及び厚生年金（年金保険）に加入）	2	雇用保険の適用 無	3	その他 長野県教育委員会において労災保険に加入						
1	社会保険の加入 無 （勤務形態により、公立学校共済組合（医療保険）及び厚生年金（年金保険）に加入）												
2	雇用保険の適用 無												
3	その他 長野県教育委員会において労災保険に加入												
以上に記載のない事項については、条例等の定めるところによる。													